

貯水槽水道設置者の皆さんへ

きれいな水を飲むために

ビルやマンションなど多くの人が利用する建物で、いつでも安全で衛生的な水を使うには、貯水槽の正しい管理が必要です。貯水槽水道設置者の皆さんは、次の事に注意してください。

- 貯水槽の掃除は年一回以上定期的にを行う
- 毎日の水質検査と毎月の施設点検を行う
- 異常があったときは、速やか

に給水をやめ、利用者に知らせる

● 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼し、年一回定期的に「管理についての検査」を受ける

* 県内を検査区域にしている検査機関は、(社)埼玉環境検査研究協会 (TEL048-649-5115) と(財)東京顕微鏡院立川事務所 (TEL042-525-3186) です。

飲用井戸は、衛生的な管理が必要です

土壌という自然の浄化装置を通して作られている井戸水は、周囲の環境が悪化すると、水質が変化することがあります。特に浅井戸は土壌汚染の影響を受けやすく、し尿浄化装置のそばに設置しないことや、消毒設備を設けることなどの衛生的な管理が必要です。次の点に注意し

て井戸の管理に努めましょう。

なお、上下水道局では、定期的に水質検査を実施し、安全な水を供給しています。上水道を利用できる地域では、飲料水には上水道を使用しましょう。

① 井戸の周辺に人や動物が侵入しないように、さくを設けるなどの対策をしましょう

* 貯水槽の有効容量が、十立方メートルを超える物は「簡易専用水道」といい、以上の事が設置者に義務付けられています。十立方メートル以下の物も「小規模貯水槽水道」と定められ、条例等により平成十五年四月から「簡易専用水道」に準じた管理を行うことが、設置者に義務付けられています。

問い合わせ：給水課給水サービス係・TEL223-3071

② 井戸に付帯する設備の、清潔保持に努めましょう

③ 一年に一回以上、水質を確認するために水質検査を受けましょう

問い合わせ：食品・環境衛生課 環境衛生係・TEL227-5103

金婚記念品をお贈りします

ことし金婚（結婚五十周年）を迎える夫婦を祝い、九月に記念品を贈ります。

対象：昭和30年中に結婚し、ことし9月1日(木)の時点で市内

に住んでいる夫婦
申し込み：高齢者いきがい課（本庁舎一階）・出張所・連絡所にある届け出用紙に必要事項を記入し、7月15日(金)ま

でに高齢者いきがい課・出張所・連絡所に提出

問い合わせ：高齢者いきがい課
いきがい係・TEL内線2553

下水処理区域がさらに拡大

7月1日(金)から

次の住所にお住まいの方は公共下水道が使えるようになります。該当する方は、トイレの水洗化および公共下水道への接続工事を市指定の下水道工事店に依頼してください。

- 一部区域…鯨井1535番地
- ▶大塚新田427・442・530番地▶寺尾957番地

*一部区域とは、その地番の一部が処理区域になることです。

問い合わせ…下水維持課排水指導係・TEL226-1277

吸込下水槽の掘り替え等に補助します

市では、下水道未整備地域に住んでいる方が、家庭雑排水の吸込下水槽の掘り替え・改造・清掃をしたときに補助金を交付しています。申請の期間・方法等は、次のとおりです。

課または出張所に提出
補助金額（一回につき）：掘り替えⅡ二万二千円まで
改造Ⅱ一万一千円まで
清掃Ⅱ四千六百円まで

*補助金は口座振り込みのため、申請時に金融機関（郵便局を除く）の口座番号と印鑑が必要です。

問い合わせ：環境業務課管理係・TEL内線2632

集団回収事業報償金の申請を

四月一日～六月三十日(木)に実施した集団回収実績に対する報償金申請を、環境業務課（本庁舎五階）で受け付けます。

提出忘れのないよう、ご注意ください。

受付期間：七月一日(金)～十四日

(木)
提出書類：集団回収事業報償金交付申請書（代表者に郵送）・集団回収実施報告書

問い合わせ：環境業務課減量リサイクル推進係・TEL内線2635

この夏の夏は楽しく省エネ

エコチャレンジ ファミリー大募集!

夏が近づいてくると、冷房のための電気使用量が気になりませんか? 市では、家族で楽しく省エネに取り組み「エコチャレンジファミリー」を募集しています。節電の効果がすぐに数字で実感できる測定機器を使いながら、楽しく効果的に省エネができます。各コース修了者には認定証と参加記念品を差し上げます。また、すべてのコースを修了すると「ゴールド・エコファミリー」として認定します。

テレビ・新聞・雑誌などでもユニークな省エネ方法として紹介され、「家族で楽しめた」「簡単でわかりやすいのがよかった」と評判です。

コース内容

①毎日がチャレンジ! 「省エネナビコース」…家一軒分の

電気使用量を丸ごとチェック

②気軽にチャレンジ! 「簡易電力計コース」…電気製品ご

との消費電力量をチェック

③じっくりチャレンジ! 「省エネ家計簿コース」…ガス・

水道・ガソリンの省エネにも挑戦

*①については、原則として、機器の説明・配付・回収場所は環境政策課(本庁舎五階)です。配付時に郵送を希望する方は、お知らせください。

*②と③は申し込み後に郵送します。

*返却に郵送を希望する場合は郵送代を負担してください。

チャレンジ期間:7月~9月のうち、お好きな一か月間(期間以外に参加をしたい方も随時受け付けています)

申し込み:環境政策課(電話・ファクス可。ファクスの場合、

氏名・住所・電話番号・希望コース名を明記)

問い合わせ:環境政策課節電・環境マネジメント担当・庁内

線2611・FAX225-9800

樹木・樹林の保存に補助金を交付します

市では、緑の保全のために、「保存樹木・保存樹林」の制度を設けています。この制度は、一定基準を満たす樹木および樹林を「保存樹木・保存樹林」に

指定し、所有者に維持管理費の



一部として補助金を交付することにより、緑を保全していかうとするものです。

次の指定基準に該当する樹木・樹林を所有している方は、環境政策課までお問い合わせください。

指定基準

保存樹木:市街化区域内の樹木

で、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートル以上または樹高十五メートル以上の健全な樹木

保存樹林:市街化区域内において千平方メートル以上、市街

化調整区域内において三千平方メートル以上の健全な樹木の集団

補助金額

保存樹木:年額一本四千元

保存樹林:市街化区域Ⅱ一平方メートル当たり年額三十円▼

市街化調整区域Ⅱ一平方メートル当たり年額二円

問い合わせ:環境政策課みどりの係・庁内線2615

交通遺児奨学金の支給を行っています

市では、交通遺児の健全な育成のため、次のとおり交通災害共済事業で奨学金の支給を行っています。

奨学金の支給資格

交通事故で死亡した親権者(親権者に準ずる方を含む)によつて養育されていた、市内に在住する義務教育課程にある児童・生徒。

*交通事故の発生日の制限はありません。

交通事故の範囲

道路交通法(昭和三十五年法律第一〇五号)第二条第八号に規定する車両の交通による人身

事故で、日本国内で発生したものの(飛行機・船舶等の事故は該当しません)。

奨学金の支給額

遺児一人につき、月額二千元以内。

支給時期

九月と三月の年二回支給予定。

申請に必要な書類

①新たに支給を希望する方
交通遺児奨学金支給申請書・

交通事故証明書・死亡日が記載されている全部事項証明(戸籍謄本)または、死亡診断書の写し。

②継続して支給を希望する方
交通遺児奨学金支給申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、返送してください。

申請方法

市立の小中学校に在学している児童および生徒は学校を通じて申請してください。

それ以外の方は、総合交通政策課までご連絡ください。

申し込み期限

7月20日(水)。

問い合わせ:総合交通政策課交通安全指導係・庁内線326

4